

## ○航空機の搭乗に関する達

昭和 44 年 9 月 30 日  
海上自衛隊達第 52 号

改正 昭和 46 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 17 号 [揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 29 条による改正]

昭和 48 年 7 月 6 日 海上自衛隊達第 37 号 [航空従事者年間飛行細則附則 2 項による改正]

昭和 48 年 10 月 16 日 海上自衛隊達第 49 号 [第 2 潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 32 条による改正]

昭和 50 年 4 月 25 日 海上自衛隊達第 7 号 [第 1 次改正]

昭和 50 年 7 月 11 日 海上自衛隊達第 13 号 [第 2 次改正]

昭和 52 年 12 月 27 日 海上自衛隊達第 21 号 [海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 25 条による改正]

昭和 53 年 6 月 30 日 海上自衛隊達第 24 号 [開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 32 条による改正]

昭和 55 年 3 月 13 日 海上自衛隊達第 6 号 [海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 28 条による改正]

昭和 56 年 2 月 10 日 海上自衛隊達第 7 号 [潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 43 条による改正]

昭和 56 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 15 号 [音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 24 条による改正]

昭和 56 年 7 月 14 日 海上自衛隊達第 27 号 [海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 21 条による改正]

昭和 57 年 5 月 27 日 海上自衛隊達第 17 号 [誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 21 条による改正]

昭和 58 年 3 月 28 日 海上自衛隊達第 13 号 [航空分遣隊の廃止及び航空隊 (丁) の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 18 条による改正]

昭和 58 年 6 月 28 日 海上自衛隊達第 28 号 [誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 12 条による改正]

昭和 60 年 6 月 27 日 海上自衛隊達第 16 号 [水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 14 条による改正]

昭和 61 年 3 月 17 日 海上自衛隊達第 7 号 [駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 17 条による改正]

昭和 61 年 12 月 15 日 海上自衛隊達第 21 号 [第 3 次改正]

昭和 62 年 6 月 29 日 海上自衛隊達第 17 号 [基地業務隊等の新編等に伴う関係海上

上自衛隊達の整理に関する達15条による改正]

昭和62年11月27日海上自衛隊達第34号〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

昭和63年4月8日 海上自衛隊達第20号〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達48条による改正〕

平成4年2月14日 海上自衛隊達第4号〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕

平成4年4月10日 海上自衛隊達第18号〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達24条による改正〕

平成4年6月19日 海上自衛隊達第29号〔防衛庁職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

平成4年8月10日 海上自衛隊達第32号〔国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の施行に伴う訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達5条による改正〕

平成5年3月22日 海上自衛隊達第9号〔第1ミサイル艦隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達17条の改正〕

平成5年4月1日 海上自衛隊達第14号〔行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達22条による改正〕

平成7年3月28日 海上自衛隊達第7号〔作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達14条による改正〕

平成7年6月27日 海上自衛隊達第22号〔音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達20条による改正〕

平成8年10月21日 海上自衛隊達第26号〔海上自衛隊における日米物品役務相互提供の実施に関する達の附則3条による改正〕

平成9年1月20日 海上自衛隊達第1号〔海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達25条による改正〕

平成10年12月2日 海上自衛隊達第30号〔補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達45条による改正〕

平成11年5月28日 海上自衛隊達第13号〔第4次改正〕

平成13年3月22日 海上自衛隊達第11号〔舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達21条による改正〕

平成13年6月26日 海上自衛隊達第31号〔航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達15条による改正〕

平成13年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自

衛隊達の整理に関する達 19 条による改正]

平成 14 年 2 月 19 日 海上自衛隊達第 6 号 [第 1 輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 19 条による改正]

平成 14 年 3 月 22 日 海上自衛隊達第 25 号 [海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達 44 条による改正]

平成 15 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 19 号 [海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 18 条による改正]

平成 18 年 4 月 3 日 海上自衛隊達第 20 号 [第一海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達第 21 条による改正]

平成 18 年 6 月 5 日 海上自衛隊達第 24 号 [航空機の運行に関する達等の一部を改正する達第 2 条による改正]

平成 19 年 7 月 5 日 海上自衛隊達第 22 号 [第 5 次改正]

平成 20 年 3 月 26 日 海上自衛隊達第 20 号 [体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 19 条による改正]

平成 21 年 7 月 31 日 海上自衛隊達第 61 号 [自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 16 条による改正]

平成 25 年 1 月 17 日 海上自衛隊達第 1 号 [第 6 次改正]

平成 27 年 11 月 27 日 海上自衛隊達第 39 号 [海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 28 条による改正]

平成 28 年 6 月 27 日 海上自衛隊達第 30 号 [掃海隊群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 28 条による改正]

平成 29 年 10 月 31 日 海上自衛隊達第 27 号 [音響測定隊の編成等の細部に関する達附則 12 項による改正]

平成 30 年 2 月 28 日 海上自衛隊達第 4 号 [航空隊等の内部組織に関する達の一部を改正する達附則 4 条による改正]

令和元年 6 月 27 日 海上自衛隊達第 7 号 [不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 21 条による改正]

令和 2 年 9 月 30 日 海上自衛隊達第 49 号 [艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 20 条による改正]

令和 3 年 8 月 5 日 海上自衛隊達第 27 号 [第 7 次改正]

航空機の使用及び搭乗に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 2 号）第 8 条第 2 項及び第 13 条の規定に基づき、航空機の搭乗に関する達を次のように定める。

航空機の搭乗に関する達

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）

第2章 隊員の搭乗（第4条—第6条）

第3章 部外者の搭乗（第7条・第8条）

第4章 雑則（第9条・第10条）

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この達は、海上自衛隊における航空機の搭乗に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）訓令 航空機の使用及び搭乗に関する訓令をいう。
- （2）部隊等 海上幕僚監部並びに別表に掲げる部隊及び機関並びに自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第1項又は第2項の規定に基づき編成された特別の部隊をいう。
- （3）航空群等 航空群、教育航空群、第51航空隊、第61航空隊、第111航空隊及び第211教育航空隊及び第212教育航空隊をいう。
- （4）航空隊等 航空隊（第51航空隊、第61航空隊及び第111航空隊を除く。）、航空機を装備する教育航空隊（第211教育航空隊及び第212教育航空隊を除く。）、航空機を装備する自衛艦及び第2号に規定する特別の部隊で海上自衛隊の航空機を装備する部隊をいう。
- （5）航空機使用者 海上幕僚長、指揮下に航空機を装備する部隊等を有する部隊等の長、航空機を装備する部隊等の長並びに航空機を搭載可能な護衛艦、補給艦及び輸送艦の長をいう。
- （6）搭乗承認 訓令第8条の規定に基づき権限を付与された者又は委任された者が、航空機に搭乗させる必要があると認めることをいう。
- （7）搭乗指定 搭乗を承認された者に対し、航空機使用者が、航空機への搭乗条件を指定することをいう。

（定期航空便への搭乗）

**第3条** 訓令第7条第2項に規定する輸送の目的で定期的に運航される航空機（以下「定期航空便」という。）への搭乗承認は、当該定期航空便が発着する基地ごとに海上幕僚長が指定する輸送調整官が行う。

2 前項に規定するもののほか、定期航空便への搭乗の細部については、別に定める。

### 第2章 隊員の搭乗

（海上自衛隊に属する航空機への搭乗）

**第4条** 航空機使用者は、隊員をその使用航空機に搭乗させる場合には、次に掲げる事項を記載した飛行命令簿又はその他これに準ずるもの（以下「飛行命令簿等」という。）により搭乗者の使用航空機への搭乗を明確にしなければならない。

- （1）搭乗者の所属、階級、氏名及び認識番号
- （2）搭乗の目的
- （3）搭乗の期日又は期間

- (4) 搭乗の場所又は区間
  - (5) 搭乗する航空機の機種又は機番号
  - (6) その他必要な事項
- 2 前項の場合において、航空機使用者が、搭乗者に対して搭乗条件を指定する場合には、別記様式第1による航空機搭乗指定書を交付するものとする。
  - 3 部隊等の長は、指揮監督下にある隊員を他の部隊等の航空機に搭乗させる場合には、別記様式第2の航空機搭乗依頼書により航空機使用者（航空隊等の長を除く。）に依頼するものとする。
  - 4 前項の搭乗依頼を受けた航空機使用者が、搭乗を承諾する場合には、別紙様式第2により搭乗依頼をした部隊等の長に回答するものとする。
  - 5 前項の規定により搭乗の承諾についての回答を受けた部隊等の長は、これを搭乗者に交付し、搭乗の際、携行させるものとする。
  - 6 海上自衛隊に所属する隊員以外の隊員又は訓令第6条第3号の規定に該当する合衆国軍隊の構成員等の搭乗手続は、第3項及び第4項の規定を準用する。

（自衛隊に属しない航空機への乗組み）

**第5条** 部隊等の長は、訓令第11条の規定により、指揮監督下にある隊員を自衛隊に属しない航空機に乗り組ませる場合には、別記様式第3により順序を経てあらかじめ海上幕僚長に申請しその承認を受けなければならない。

## **第6条** 削除

### **第3章** 部外者の搭乗

（部外者の搭乗手続）

- 第7条** 航空機使用者（航空隊等の長を除く。第7項を除き、以下この条において同じ。）は、訓令第7条第1項第13号の部外者の搭乗に関しては、訓令第10条第1項に規定する航空機搭乗承認申請書（以下「申請書」という。）の提出を求め、別記様式第4による航空機搭乗承認書を交付する。この場合において、航空機使用者は、当該申請書の真正性について確実に確認を実施するものとする。
- 2 部隊等の長（航空機使用者を除く。）が、部外者から海上自衛隊の航空機への申請書を受理した場合は、当該申請書の真正性について確実に確認を実施した後、当該申請書を関係の航空機使用者に送付するものとし、送付を受けた航空機使用者は、前項の規定により処理するものとする。
  - 3 前2項の場合において、その搭乗が、訓令第8条第1項の規定により海上幕僚長の承認を必要とするものである場合には、当該申請書を審査し、意見を付して海上幕僚長に進達するものとする。
  - 4 前項の搭乗申請において、搭乗者が多数である場合、搭乗期日が長期にわたる場合又はその他の理由がある場合には、航空機使用者は、申請書に準じた搭乗申請書によりあらかじめ海上幕僚長の包括承認を申請することができる。

- 5 海上幕僚長は、第2項及び前項の申請書を審査し、これを承認した場合には、別紙様式第4による航空機搭乗承認書を進達元又は申請元の部隊等の長に送付するものとする。
- 6 航空機使用者は、前項の規定に基づき承認された部外者をその使用航空機に搭乗させる場合には、別紙様式第1による航空機搭乗指定書を搭乗者に交付する。ただし、前項の搭乗承認書により使用航空機への搭乗条件が明らかな場合には、搭乗指定書にかえて搭乗承認書を搭乗者に交付することができる。
- 7 第1項及び前項の規定にかかわらず航空機使用者が、飛行命令簿等により搭乗者の使用航空機への搭乗を明確にしている場合には、搭乗承認書又は搭乗指定書の交付を省略することができる。

(航空群等に所属する航空機による体験搭乗)

**第8条** 航空群等の長が、当該航空群等に所属する航空機で部外者の体験搭乗を実施する場合には、海上幕僚長が別に示す年間搭乗わくの範囲で部外者の体験搭乗を承認することができる。

- 2 航空群等の長は、前項の規定に基づき部外者の搭乗を承認する場合には、第7条第1項の規定を準用する。

#### 第4章 雑則

(部外者の搭乗の報告)

**第9条** 護衛艦隊司令官、航空集団司令官、横須賀地方総監、教育航空集団司令官及び練習艦隊司令官は、別記様式第5により、部外者の航空機搭乗状況を各四半期ごとに当該四半期終了後15日以内に海上幕僚長に報告しなければならない。

(委任規定)

**第10条** この達に定めるもののほか、航空機の搭乗に関し必要な事項は、部隊等の長が定めることができる。

#### 附 則

- 1 この達は、昭和44年10月1日から施行する。
- 2 航空機の使用及び搭乗に関する達(昭和34年海上自衛隊達第30号)は廃止する。

**附 則** [揚陸隊等の名称の改正に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄]

- 1 この達は、昭和46年4月1日から施行する。

**附 則** [航空従事者年間飛行細則の附則抄]

- 1 この達は、昭和48年8月1日から施行する。

**附 則** [第2潜水隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄]

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

**附 則** [第1次改正による附則]

この達は、昭和50年4月25日から施行する。

**附 則** [第2次改正による附則]

この達は、昭和50年7月11日から施行し、昭和50年6月6日から適用する。

**附 則**〔海上自衛隊潜水医学実験隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 52 年 12 月 27 日から施行する。

**附 則**〔開発指導隊群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 53 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**〔海洋業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 55 年 3 月 17 日から施行する。

**附 則**〔潜水艦隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 2 月 10 日から施行する。

**附 則**〔音響業務支援隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 3 月 27 日から施行する。

**附 則**〔海洋観測所等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 56 年 7 月 15 日から施行する。

**附 則**〔誘導武器教育訓練隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 57 年 6 月 1 日から施行する。

**附 則**〔航空分遣隊の廃止及び航空隊（丁）の新設に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 58 年 3 月 30 日から施行する。

**附 則**〔誘導弾整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**〔水雷整備所の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 60 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**〔駆潜隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 61 年 3 月 19 日から施行する。

**附 則**〔第 3 次改正による附則〕

この達は、昭和 61 年 12 月 25 日から施行し、この達による改正後の航空機の搭乗に関する達の規定は、同月 19 日から適用する。

**附 則**〔基地業務隊等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理等に関する達の附則〕

この達は、昭和 62 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**〔航空集団の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 62 年 12 月 1 日から施行する。

**附 則**〔海上自衛隊の病院の廃止及び自衛隊地区病院の新設に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

**附 則**〔対潜資料隊及び気象資料管理隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成 4 年 2 月 15 日から施行する。

**附 則**〔硫黄島航空基地隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附 則〕

この達は、平成 4 年 4 月 10 日から施行する。

**附 則**〔防衛庁職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令の施行に伴う 関係海上自衛隊達の整理に関する達

の附則]

この達は、平成4年6月19日から施行する。

**附 則** [国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の移行に伴う訓令の一部を改正する訓令の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成4年8月10日から施行する。

**附 則** [第1ミサイル艇隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附 則]

この達は、平成5年3月22日から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正規定中防空陸警隊に係る改正規定は、同月31日から施行する。

**附 則** [行政文書の用紙規格のA判化に伴う勤務評定の実施に関する達等の一部を改正する達の附則]

- 1 この達は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。

**附 則** [作戦情報支援隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成7年3月30日から施行する。

**附 則** [音響業務支援隊の廃止等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成7年6月30日から施行する。

**附 則** [海上自衛隊における日米物品役務相互提供の実施に関する達の附則(少)]

(施行期日)

- 1 この達は、平成8年10月22日から施行する。

**附 則** [海上幕僚監部調査部の改組及び情報業務群の新編等に伴う関係海上自衛隊 達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成9年1月20日から施行する。

**附 則** [補給本部等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成10年12月8日から施行する。

**附 則** [第4次改正による附則]

この達は、平成11年5月28日から施行する。

**附 則** [舞鶴航空基地隊等の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年3月24日から施行する。ただし、特別警備隊に係る部分は、同月27日から施行する。

**附 則** [航空施設隊の廃止及び機動施設隊の新編に伴う関係海上自衛隊の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年6月27日から施行する。

**附 則** [第1輸送隊の廃止に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成13年8月10日から施行する。

**附 則** [第1輸送隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則]

この達は、平成14年3月12日から施行する。

**附 則** [海上幕僚監部首席法務官等の新設等に伴う関係海上自衛隊達等の整理に関する達の附則]

この達は、平成14年3月22日から施行する。ただし、ミサイル艇隊に係る改正規定は同月

25日から、多用途支援艦に係る改正規定は同月27日から施行する。

**附 則**〔海上自衛隊情報保全隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成15年3月27日から施行する。

**附 則**〔第1海上補給隊の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成18年4月3日から施行する。

**附 則**〔航空機の運行に関する達等の一部を改正する達による附則〕

この達は、平成18年6月5日から施行する。

**附 則**〔第5次改正による附則〕

この達は、平成19年7月5日から施行する。

**附 則**〔体制移行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成20年3月26日から施行する。

**附 則**〔自衛隊情報保全隊の新編に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成21年8月1日から施行する。

**附 則**〔第6次改正による附則〕

この達は、平成25年1月31日から施行する。

**附 則**〔海洋業務群等の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成27年12月1日から施行する。

**附 則**〔掃海隊群の改編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、平成28年7月1日から施行する。

**附 則**〔音響測定隊の編制等の細部に関する達の附則(中)〕

この達は、平成29年11月1日から施行する。

**附 則**〔航空隊等の内部組織に関する達の一部を改正する達の附則(中)〕

(施行期日)

**第1条** この達は、平成30年3月23日から施行する。

**附 則**〔不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを補正して使用することができる。

**附 則**〔艦隊情報群等の新編等に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則**〔第7次改正による附則〕

この達は、令和3年8月5日から施行する。

## 別表（第2条関係）

### 1 自衛艦隊

自衛艦隊司令部、護衛艦隊司令部、護衛隊群司令部、護衛隊、海上補給隊、海上訓練指導隊群司令部、海上訓練指導隊、水上戦術開発指導隊、航空集団司令部、航空群司令部、航空隊、航空修理隊、航空管制隊、機動施設隊、整備補給隊、標的機整備隊、航空基地隊、潜水艦隊司令部、潜水艦教育訓練隊、潜水隊群司令部、潜水隊群直轄の自衛艦、潜水隊、潜水艦基地隊、掃海隊群司令部、掃海隊、輸送隊、艦隊情報群司令部、作戦情報隊、電磁情報隊、海洋業務・対潜支援群司令部、対潜資料隊、対潜評価隊、海洋観測所、音響測定所、海洋業務・対潜支援群直轄の自衛艦、開発隊群司令部、指揮通信開発隊、艦艇開発隊、航空プログラム開発隊、開発隊群直轄の自衛艦、特別警備隊

### 2 地方隊

地方総監部、地方隊直轄の自衛艦、掃海隊、基地隊、教育隊、警備隊、基地業務隊、防備隊、衛生隊、音楽隊、弾薬整備補給所及び造修補給所並びに地方隊直轄の基地分遣隊

### 3 教育航空集団

教育航空集団司令部、教育航空群司令部、教育航空隊、整備補給隊及び航空基地隊

### 4 練習艦隊

練習艦隊司令部、練習艦隊直轄の自衛艦及び練習隊

### 5 その他の部隊

システム通信隊群司令部、システム通信隊、移動通信隊、保全監査隊、海上自衛隊警務隊、海上自衛隊潜水医学実験隊、東京音楽隊及び海上自衛隊東京業務隊

### 6 機関

学校、海上自衛隊補給本部、海上自衛隊補給処（支処を含む。）及び海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院

別記様式第1 (第4条、第7条関係)

|                  |            |  |            |       |
|------------------|------------|--|------------|-------|
| 航空機搭乗依頼書         |            |  |            | 第 号   |
|                  |            |  |            | 年 月 日 |
| 航空機使用者の職名        |            |  |            |       |
| 1 搭乗者の所属 (部課隊名)  |            |  |            |       |
| 2 搭乗者の住所         |            |  |            |       |
| 3 搭乗者            | 職名<br>(階級) |  | ふりがな<br>氏名 |       |
|                  |            |  | 認識番号       |       |
| 4 搭乗の目的          |            |  |            |       |
| 5 搭乗の期日又は期間      |            |  |            |       |
| 6 搭乗の場所又は区間      |            |  |            |       |
| 7 搭乗する航空機の所属及び機種 |            |  |            |       |
| 8 航空従事者技能証明の種類   |            |  |            |       |
| 9 留守家族担当者の住所及び氏名 |            |  |            |       |
| 10 集合日時及び場所      |            |  |            |       |
| 11 その他必要な事項      |            |  |            |       |

注：1 隊員の場合は、第2項及び第9項は記入する必要はない。

2 第8項は、乗組みの場合のみ記入する。

3 2部作成し、1部は発行者の控とする。

4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番 (縦型) とする。

別記様式第2（第4条関係）

|                |    |  |            |           |
|----------------|----|--|------------|-----------|
| 航空機搭乗依頼書       |    |  |            | 第 号       |
| 殿              |    |  |            | 年 月 日     |
| 部隊等の長          |    |  |            |           |
| 1 搭乗者の所属部課（隊）名 |    |  |            |           |
| 2 搭乗者          | 階級 |  | ふりがな<br>氏名 |           |
|                |    |  | 認識番号       |           |
| 3 搭乗の目的        |    |  |            |           |
| 4 搭乗の期日又は期間    |    |  |            |           |
| 5 搭乗の場所又は区間    |    |  |            |           |
| 6 搭乗する航空機の機種   |    |  |            |           |
| 7 航空従事者技能証明の種類 |    |  |            |           |
| 8 その他必要な事項     |    |  |            |           |
| 航空機搭乗承諾書       |    |  |            | 第 号       |
|                |    |  |            | 航空機使用者の職名 |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦型）とする。

別記様式第3 (第5条関係)

|                     |    |  |            |                           |
|---------------------|----|--|------------|---------------------------|
| 自衛隊に属しない航空機への乗組申請書  |    |  |            | 第 号<br>年 月 日              |
| 海上幕僚長殿              |    |  |            | 部隊等の長                     |
| 1 搭乗者の所属部課 (隊) 名    |    |  |            |                           |
| 2 搭乗者               | 階級 |  | ふりがな<br>氏名 |                           |
|                     |    |  | 認識番号       |                           |
| 3 搭乗の目的             |    |  |            |                           |
| 4 搭乗の期日又は期間         |    |  |            |                           |
| 5 搭乗の場所又は区間         |    |  |            |                           |
| 6 搭乗する航空機の所属        |    |  |            |                           |
| 7 搭乗する航空機の機種        |    |  |            |                           |
| 8 航空従事者技能証明の種類      |    |  |            |                           |
| 9 その他必要な事項          |    |  |            |                           |
| 自衛隊に属しない航空機への乗組み承認書 |    |  |            | 第 号<br>年 月 日<br><br>海上幕僚長 |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦型）とする。

別記様式第4 (第7条関係)

|          |     |              |
|----------|-----|--------------|
| 航空機搭乗承認書 |     | 第 号<br>年 月 日 |
| 殿        |     | 航空機使用者の職名    |
| 所 属      |     |              |
| 職 名      | 氏 名 |              |
| 目 的      |     |              |
| 搭乗場所・区間  |     |              |
| 搭乗期日・期間  |     |              |
| 機 種      |     |              |
| そ の 他    |     |              |

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦型）とする。

別紙様式第5（第9条関係）

発簡番号  
発簡年月日

海上幕僚長 殿

発簡者名

部外者の航空機搭乗状況報告書

| 適用条号等<br>実施場所 | 第6条 |    |     |    |     |    |     |    |    |    | 第7条       |    |           |    |     |    |     |    |     |    |     |    |      |    |      |    |            |    |    |    |
|---------------|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|-----------|----|-----------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|------|----|------|----|------------|----|----|----|
|               | 第3号 |    | 第4号 |    | 第5号 |    | 第6号 |    | 小計 |    | 第5号<br>の2 |    | 第5号<br>の3 |    | 第6号 |    | 第7号 |    | 第8号 |    | 第9号 |    | 第10号 |    | 第11号 |    | 第11号<br>の2 |    |    |    |
|               | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数 | 人員 | 件数        | 人員 | 件数        | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数   | 人員 | 件数   | 人員 | 件数         | 人員 | 件数 | 人員 |
|               |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |           |    |           |    |     |    |     |    |     |    |     |    |      |    |      |    |            |    |    |    |
|               |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |           |    |           |    |     |    |     |    |     |    |     |    |      |    |      |    |            |    |    |    |
|               |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |           |    |           |    |     |    |     |    |     |    |     |    |      |    |      |    |            |    |    |    |

| 第7条        |    |            |    |            |    |      |    |    |    | 第8条 |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    | 合計 |    |    |    |  |  |  |
|------------|----|------------|----|------------|----|------|----|----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|----|----|----|----|----|--|--|--|
| 第11号<br>の3 |    | 第11号<br>の4 |    | 第11号<br>の5 |    | 第12号 |    | 小計 |    | 第1号 |    | 第2号 |    | 第3号 |    | 第4号 |    | 第5号 |    | 第6号 |    | 第7号 |    |    |    | 小計 |    |  |  |  |
| 件数         | 人員 | 件数         | 人員 | 件数         | 人員 | 件数   | 人員 | 件数 | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数  | 人員 | 件数 | 人員 | 件数 | 人員 |  |  |  |
|            |    |            |    |            |    |      |    |    |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |    |    |  |  |  |
|            |    |            |    |            |    |      |    |    |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |    |    |  |  |  |
|            |    |            |    |            |    |      |    |    |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |     |    |    |    |    |    |  |  |  |

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番（縦型）とする。  
2 本様式は、実情に応じ、該当のない条又は号の欄を適宜削り、修正して利用する。